

## 第8回和歌山県土地改良区連絡協議会の視察研修レポート

視 察 日	平成29年10月5日
視 察 内 容	①加古川西部地区の概要および経緯 ②加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 ③加古川西部地区 主要施設の概要 ④平成28年度維持管理費 ⑤太陽光発電事業 ⑥賦課金滞納への対応
土地改良区名	和歌山県土地改良事業団体連合会、和歌山県、各改良区
参 加 者	29名

平成29年10月5日（木）12時40分から、和歌山県土地改良関係者28名と兵庫県土連から1名が「第8回和歌山県土地改良区連絡協議会職員研修会」として研修に来られました。

研修では、当改良区の事業説明、太陽光発電（複式簿記）、賦課金滞納への対応について説明を行った後、質疑に入りました。

### ●質疑内容

#### ・太陽光発電事業について

Q. 修繕積立金・撤去費用の考え方について

A. 修繕積立金については、減価償却相当額を根拠とし、修繕が発生した際、また撤去費用についても積立金からの支出となる。

Q. 点検管理方法について

A. 日常管理については、防草シートを設置しているため除草作業はなく、異常が発生した場合は、職員が現場で対応する。

#### ・滞納金への対応について

Q. 徴収猶予の考え方について

A. 徴収猶予については、時効の停止（中断ではない）となり、猶予要領を作成し事務処理している。

Q. 不能欠損処分事務について

A. 不納欠損処分については、理事会承認により経常外支出として処理している。

Q. 相続放棄の調査方法について

A. 相続放棄の調査については、裁判所へ申請し調査する。

約2時間の研修でありましたが、和歌山県の改良区が直面する状況も当改良区と同じであることが確認でき、今後も共通の課題について情報、意見交換を行って行きたいと思えます。

### 研修状況

